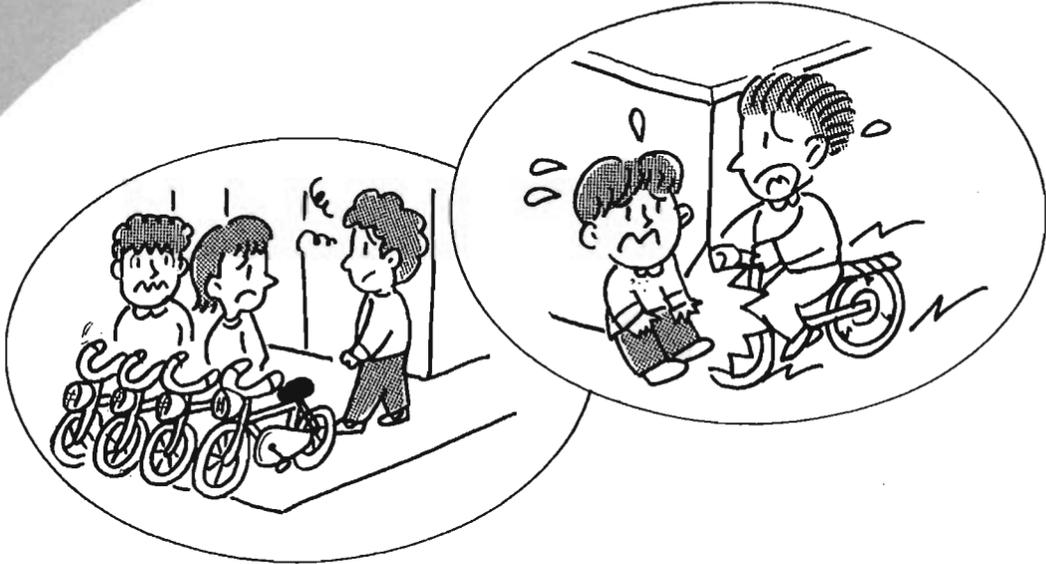


ルールとマナーを守って快適な 自転車ライフを実現しよう



就職・進学など新しい生活が始まり、気候も暖かくなる春は、自転車の利用も多くなる季節です。手軽で便利な自転車は、環境にも優しい、わたしたちの生活に欠くことのできない乗り物です。

しかし、近年自転車が関連した事故が多発し、放置自転車と並んで大きな社会問題になっています。

交通法規を守った安全運転と、適正な駐輪で、快適な自転車ライフを実現しましょう。

☎自転車対策係 ☎3981・4847

困ります

自転車置き去り

知らんぷり

自転車の放置はやめましょ

放置自転車は、昭和50年代から社会問題となっていました。未だに解決していません。

区内の放置自転車の台数は、平成11年の1万5千台あまりから昨年の調査では6千台弱まで減少しましたが、さらなる対策が求められています。

区では、①適正な自転車利用の推進②放置自転車等防止対策の推進③施設整備の推進の3点を対策の柱に据え、解決に向けた取り組みを進めています。

なかでも、施設整備の推進では、昨年6月に策定した「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づき、鉄道事

放置自転車とは

「放置自転車」と言うと、「乗り捨てられた自転車」というイメージがあるかもしれませんが、しかし、社会問題となっている「放置自転車」は、毎日、通勤や通学、買い物などのために駅周辺に駐輪されて、数時間後にはいなくなってしまう自転車を指します。

「自転車法（※）第5条第6項では、自転車に乗ってきた方が、自転車を置いてその場を離れ、直ちに動かすことのできない状態が「放置」になると規定されています。

たとえ短時間であっても、道路上に自転車を置き、その場を離れば、それは、社会問題の原因となる「放置自転車」です。

※自転車法：「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」が正式名称です。放置自転車対策は、自転車法の規定により自転車と50ccまでの原動機付自転車が対象になります。

放置自転車がいっしょの問題

①歩行者の通行障害となります
車いすが通れなくなったり、目が不自由な方のための点字ブロックをふさいだりします。特に身体の不自由な方や高齢の方にとっては、大変危険です。

②交通事故の原因になります
自動車、自転車、歩行者の通行可能なスペースが狭くなり、交通事故が起きる危険性が高くなります。

③災害時の危険性が高まります
火災や大地震などの災害が発生したとき、放置自転車が避難や救助活動の妨げになります。

3月は道路交通環境整備強化月間です

安全にかつ、安心してみなさんが歩け、自動車を運転できる交通環境の実現を目指しています。

道路の不正使用はやめましょ

道路は私たちみんなのもので、道路上の放置自転車、放置バイク、置き看板、商品陳列台などは交通妨害になりますのでやめましょ。

公共交通機関の利用を促進ましょ

スムーズな通行を図るため、電車やバスなどを利用しましょう。

※バスレーンなどの交通流や交通量を規制・誘導を強化します。

交通安全施設などを総点検ましょ

地域住民や道路利用者の協力のもとに、一斉に交通安全施設などの点検を行い、利用者に分かりやすい道路標識の整備や交通環境の安全性の向上に努めます。

重大事故の再発防止に努めましょ

事故の原因を調査し、利用者の意見を反映した道路標識などの整備・改善を図ります。

- ☎池袋警察署 ☎3986・0110、目白警察署 ☎3987・0110、巣鴨警察署 ☎3910・0110、監察美化係 ☎3981・4827

4月2日より ウイロード自転車 駐輪場がオープン します

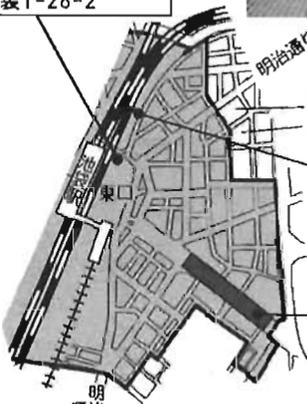
池袋駅の東西を結んでいる「ウイロード」の東側出口付近に「ウイロード自転車駐輪場」が4月2日午前10時よりオープンします。

これは、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づき、鉄道事業者の協力を得て整備したものです。

池袋駅周辺では、これ以外に



▲ウイロード東口からの入口



4月2日オープン
ウイロード自転車駐輪場
南池袋1-28-2

豊島区役所
豊島公会堂
池袋駅東
自転車駐輪場
東池袋1-50-23
☎5961-5751

グリーン大通り
登録制自転車置場
☎池袋駅東自転車
駐輪場へ

駐輪場をご利用ください

自転車は放置せず、自転車駐
車場を利用してください。
区立の自転車駐車で当日利
用は無料です。



駅まで近い方は歩きましょう

撤去した自転車の所在者を調
査すると、駅まで500m程度の距
離にお住まいの方が放置してい
る例が多く見受けられます。
地価が高く、大規模な空き地
がない豊島区では、すべての自
転車で近い方は歩きましょう。

放置自転車は撤去します

「放置禁止区域」に放置された
自転車は撤去します。
路上に置かれた自転車に警告
札を貼付して、おおむね1時間
以上移動されなかったものを撤
去し、保管所に搬送しています。
撤去の際、自転車がチェーン
錠でガードレールなどに固定さ
れている場合は、切断して撤
去します。
切断了たチェーン錠は弁償
いたしません。
なお、撤去の日時や実施地
域は、事前公表していません。

撤去した自転車の返還には 撤去保管手数料が必要です

年間2億円以上かかっている
撤去活動や保管所の運営に関す
る経費を、自転車を放置した人
に負担していただくという「自
転車法」第6条第5項に基づき
措置です。
納付された手数料は、すべて
放置自転車対策に使用されます。

撤去保管手数料

自転車	5,000円
原動機付自転車	8,000円

駅周辺で撤去した放置自転車に関する問い合わせは 「自転車コールセンター」へ

☎自転車コールセンター ☎5957・0388

◇受付時間

平日：午前9時～午後7時
日曜日・祝日：午前10時～午
後4時
※休業日：土曜日(祝日と重
なる日を含む)、12月29日～1
月3日

◇受付内容

①放置自転車撤去の有無の照会
(防犯登録番号が判明している
場合には個別の自転車の有無に
ついて案内も可。そうでない場
合は、駅ごとの撤去実績のみの
案内)

放置禁止区域・ 自転車駐車場

□は放置禁止区域です。
※印の駐輪場は3時間以内の利用、
☆印の駐輪場は2時間以内の利用
は無料です。

<h4>東池袋駅周辺</h4>	<h4>椎名町駅周辺</h4>	<h4>板橋駅周辺</h4>	<h4>駒込駅周辺</h4>
<h4>下板橋駅周辺</h4>	<h4>西巣鴨駅周辺</h4>	<h4>巣鴨駅周辺</h4>	<h4>池袋駅東口周辺</h4>
<h4>高田馬場駅周辺</h4>	<h4>目白駅周辺</h4>	<h4>池袋駅西口周辺</h4>	<h4>池袋駅東口周辺</h4>
<h4>落合南長崎駅周辺</h4>	<h4>東長崎駅周辺</h4>	<h4>千川駅周辺</h4>	<h4>要町駅周辺</h4>

(注) 駒込駅・板橋駅・西巣鴨駅・下板橋駅・高田馬場駅・落合南長崎駅周辺では隣接する区でも放置自転車の撤去活動を行なっています。

※☎は[問い合わせ先]、☎は[申込み先]、HPは[ホームページ]、Eは[Eメール]、Fは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。



こんな声が 寄せられています...

邪魔にならないところに
置いたのに

意見①：私は邪魔にならない所に置いたのだから、撤去しなくても良かったのではないかと

答え：今日だけだから良いだろう。「邪魔にならないように置くから良いだろう」、自転車を放置する方のそんな意識が、放置自転車問題を解決するための最大の障害になっています。駅周辺にやってくる自転車が、あなたの1台だけであれば、あなたの考えは正しいかもしれませんが、しかし、駅周辺に自転車でやってくるのは、あなただけではありません。

たくさん自転車が集まると、「邪魔にならない」置き方をするのは物理的に困難になりますし、邪魔になろうとお構いなしといった無責任な人も出てきます。

そして、問題になるのが放置自転車の「誘引作用」です。町を歩くと、ある場所には放置自転車があふれているのに、細い路地を挟んだ隣の区画には1台の自転車も置かれていない、という状況を目にすることがあります。

人間の心理として、何も置かれていない所に自分の自転車をポツンと置くことに抵抗を感じても、他に自転車が置いてあれば、自分も置くことにあまり抵抗を感じないようです。

これを放置自転車の「誘引作用」と呼んでいます。歩道をふさぐ放置自転車の最初の1台は、あなたの自転車かもしれません。

一部の自転車だけの撤去は不公平では
意見②：私の自転車を撤去するのなら、すべての自転車を撤去すべきだ。一部の自転車だけを撤去するのは不公平だ。

自転車の盗難に 注意してください

自転車の盗難に関する問合せが増えています。手軽に利用できる自転車ですが、管理も簡単になりがちです。人の自転車を軽気持で盗んでしまう人もいます。

盗難の際、「防犯登録」が発見の手掛かりになります。必ず防犯登録を行い、控えを大切に保管してください。

盗難を防ぐためカギを二重にかけることが大切です。量販店などでは、同じ型・同じ色の自転車が大量に販売されています。メーカーによっては

しかし、いま以上に多くの自転車を撤去するには、撤去作業員やトラックの手配にさらに多額の経費が必要になるほか、何より問題になるのが、撤去した自転車を保管する場所の確保です。区および周辺地域で、新たに大規模な土地を確保することは非常に困難であり、保管スペースの限界から、すべての放置自転車を撤去することは難しい状況です。

このため区では、「放置自転車をなくす」という目的達成のため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という原則に則り、撤去場所と時間を変えて、効率的な撤去活動に努めています。

カギの種類が数種類しかないこともあるようです。このため、いつの間にか他人の自転車と取り違ってしまう事件が実際に発生しています。

自転車の盗難防止に
欠かせない3つのポイント

盗難の際、「防犯登録」が発見の手掛かりになります。必ず防犯登録を行い、控えを大切に保管してください。

盗難を防ぐためカギを二重にかけることが大切です。量販店などでは、同じ型・同じ色の自転車が大量に販売されています。メーカーによっては

盗難にあつたらしく 被害届の提出を

万一、自転車が盗難にあった場合は、すぐに警察へ被害届を出してください。

犯人が盗んだ自転車を駅周辺に乗り捨て、それが放置自転車として撤去された場合に、撤去日前日までに被害届が出されていないと、撤去保管手数料は自転車の所有者にご負担いただくこととなります。

放置自転車の駅別保管場所一覧

駅(撤去地域)	名称	所在地・電話	
J R 池袋	駒込	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056	
	巣鴨	(北口/JRの路線より北側)	北池袋保管所 池袋本町4-50 ☎3590-0544
		(南口/JRの路線より南側)	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306
	大塚	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306	
	池袋	(東口/グリーン大通りより北側)	東池袋5丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220
		(東口/グリーン大通りより南側)	池袋3丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661
		(西口)	千早4丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301
	目白	池袋3丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661	
	高田馬場	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837	
	板橋	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056	
西武線	椎名町(南口)	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837	
	東長崎	南長崎保管所 南長崎5-3 ☎3953-3532	
東武線	下板橋	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306	
都営 地下鉄	西巣鴨	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056	
	落合南長崎	千早4丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301	
東京メトロ	東池袋	東池袋5丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220	
	要町	南長崎保管所 南長崎5-3 ☎3953-3532	
	千川	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837	

◆保管所の返還時間…平日/午前9時～午後7時、日曜・祝日/午前10時～午後4時、休業日…土曜日(祝日と重なる日を含む)、12月29日から1月3日
◆撤去保管手数料…自転車/5,000円、原動機付自転車8,000円

●自転車保管所

北池袋保管所

西巣鴨保管所

東池袋5丁目保管所

上池袋保管所

池袋3丁目保管所

池袋駅西自転車駐車場内保管所

千早4丁目保管所

南長崎保管所

※ 図は[問い合わせ先]、[申込み先]、[HP]は[ホームページ]、[E]は[Eメール]、[F]は[ファクス]、[D]は[フリーダイヤル]です。

交通安全の
標語が
変わりました

やさしさが 走るこの街 この道路

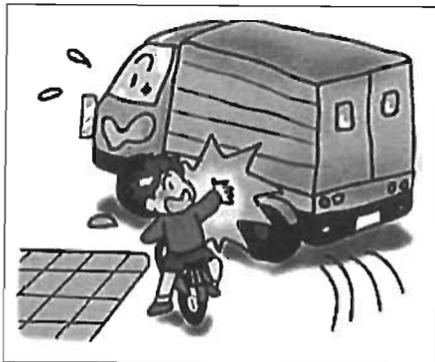
春の交通安全運動が 5月11日から20日までの 10日間実施されます

期間が変更になります

今年は4月に統一地方選挙が実施されるため、春の交通安全運動の実施期間が変更になります。



▲交差点では必ず止まって安全を確認しよう！▼



▲二人乗りや携帯電話で話しながらの運転はやめましょう



▲自転車も酒を飲んだら絶対に乗らないようにしましょう



▲信号は絶対に守りましょう

ハートフルメット

子どもを自転車の補助いすに乗せるときは、幼児用ヘルメットをかぶらせ、自転車の転倒事故から守りましょう。

運転者講習会 を開催します

◇日程…表のとおり◇内容…講義・映画
◇主催…豊島区、巢鴨・池袋・目白各警察署
☎当日直接会場へ
※運転免許証をお持ちでない方も受講できます。
☎交通安全係 ☎3981・4856

4月20日(金)	雑司が谷地域文化創造館
23日(月)	富士見台小学校 図書室
25日(水)	西部区民事務所
27日(金)	生活産業プラザ 多目的ホール
5月1日(火)	上池袋ことぶきの家
2日(水)	菊かおる園
7日(月)	駒込小学校 図書室
8日(火)	南大塚地域文化創造館
9日(水)	区民ひろば朋有(旧東池袋ことぶきの家)

◇開催時間…いずれも午後7～8時◇参加費無料
※表彰状、受講カードをお持ちの方は持参して下さい。

近年、交通事故に占める自転車の割合は増加しており、乱暴な自転車運転に対する歩行者からの苦情も多く聞かれます。自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守って利用しましょう。

●自転車は自動車と同様に、車道の左側走行が原則です。
「通行可」の標識がない歩道については、自転車は押して歩くことが決まりです。「通行可」とされている場所は通行できますが、「車道よりの部分」を通行しましょう。

その場合でも、歩道は歩行者優先です。スピードを出したり、乱暴な運転をしたりしないようにしましょう。

●二人乗りや、携帯電話で話しながらの運転、並列走行、車道
の右側を走ることには大変危険であるだけでなく、法律違反になりますので、やめましょう。

安全で快適な自転車の利用を！ 「あぶないよ 無灯火 携帯 二人乗り」

☎交通安全係 ☎3981・4856

みんなで守ろう 交通一年生 「よく見てね車のかげからまた車」

幼稚園、保育園や小学校の入学の季節になりました。新入園児や新入学児の通園・通学が始まり、友だち同士、外で遊ぶ機会も多くなります。

保護者の皆さんへ
お子さんとの外出は、交通规则を教えるチャンスです。正しい交通规则とマナーを教えるようにしましょう。

子どもたちの集まる公園や学校の近く、住宅街などを通行する時は、子どもの行動に注意を払い、徐行や十分な間隔を保持するなど「思いやり」を持って運転しましょう。

また、路上駐車は交通渋滞を招くばかりでなく、車のかげからの飛び出しによる交通事故の原因にもなります。車は必ず、駐車場や車庫を利用しましょう。

「交通安全は地域から」を心掛け、自転車の危険な運転、信号無視や横断禁止場所での横断